

様式

福津市空家等対策計画 市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	市（実施機関）の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃墟化進むビルの買い取り成功事例を広報で特集として周知し市民の関心を高め、郷づくり協議会と市の担当課と情報を密にする。</li> <li>② 空き家は個人の財産であるが、悪い状態のものについて公開し、住民から改善のための意見を引き出す。</li> <li>③ 市の予算で空き家を解体更地化しデイケア施設やゲートボール場、児童公園にすると予算実効性がある。</li> <li>④ 「市に後始末をさせる逃げ得はさせない」という市の姿勢を市民に示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 空き家対策として、市が買い取り実施した事例はありません。空き家等に関する基本的な方針として、地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組みを行うこととしています。</li> <li>② 空き家等がもたらす問題は、所有者等が自らの責任によりの確に対応することを前提とすることを基本的な方針としており、所有者等への啓発を行っていくこととしています。</li> <li>③ 空き家等及び跡地の活用は所有者が実施するものと考えていますが、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、関係団体による活用の提案や自治会等の地域との連携による活用等も検討していくこととしています。</li> <li>④ 空き家等がもたらす問題は、所有者等が自らの責任によりの確に対応することを前提とすることを基本的な方針としており、所有者等への啓発を行っていくこととしています。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 放置空き家を発生させないため、福津市条例のなかで親族代表者決定促進を規定する。</li> <li>② 放置状態の空き家は、課税の負担を増やす。</li> <li>③ 放置空き家を市へ譲渡する所有者へ解体費の補助をつくり、譲渡を受けた市が駐車場等を整備して利活用する。</li> <li>④ 各隣組規約において、空き家の管理は民間委託業者や市の斡旋業者以外に、各隣組での対応可能な事案として対応項目を規定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相続については、民法等の諸法令に規定されており、市の独自条例の制定は考えておらず計画への反映は行いません。</li> <li>② 既に制度化されており、制度に基づいて実施していくこととしています。</li> <li>③ 空き家等がもたらす問題は、所有者等が自らの責任によりの確に対応することを前提とすることを基本的な方針としており、既に税控除等国の施策もあるため市独自の補助金の創設は考えておらず計画への反映は行いません。</li> <li>④ 空き家等がもたらす問題は、所有者等が自らの責任によりの確に対応することを前提とすることを基本的な方針としており、各隣組規約等での規約制定を促していくことは考えていませんので計画への反映は行いません。</li> </ul>
3	<p>空き家になった時点での把握が重要。実態調査の一次調査を自治会で実施し、その後職員等で効率的に本調査を実施する。これを毎年行う。</p>	<p>空き家の把握は重要と考えており、実態調査を行うこととしています。手法については、「第3章 空家等対策における施策 5. 空き家等の調査」に記載しております。</p>